やまなしリンケージ農園利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、都市住民の本県への来訪や二地域居住等によるリンケージ人口の増加を 図るため、県外者の受入を想定した市民農園の整備を推進するため、市町村等(以下「事 業実施主体」という。)が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を 交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県 規則第25号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、やまなしリンケージ農園利用促進事業実施要領に基づいて事業実施主体が実施する事業に対し、事業実施主体に交付するものとし、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第3条 別表の補助対象事業について補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当 額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな事業実施主体は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書(様式第2号)を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

- 第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業実施主体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、別表の軽微な変更の欄に掲げる変更であって、補助事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であり、補助金額の増額を伴わないものについてはこの限りではない。
 - (2) 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が 困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) この事業により取得した財産等については、管理規程を定め、財産管理台帳(様式第5号)を整備し、善良なる管理のもと、効率的な運用を図るものとする。

(着手)

第6条 要綱第3条1項の事業(以下「整備事業」という。)の着手は、原則として第4条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、事業実施主体が交付の決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届(様式第6号)を知事に提出するものとする。

なお、この場合において、事業実施主体は、交付の決定までのあらゆる損失等は自ら の責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(状況報告)

第7条 知事は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、事業実施 主体に対して当該補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(補助金の交付)

- 第8条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払い により交付することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書 (様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 事業実施主体は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、 実績報告書(様式第8号)により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起 算して1ヵ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日の いずれか早い期日までに知事に提出するものとする。
- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を 提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した事業実施主体において当該補助 金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減 額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、その報告に係る 補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであ るかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業 実施主体に通知(様式第 10 号)するものとする。

(処分の制限)

- 第 11 条 事業実施主体は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第 11号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は

担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、事業実施主体の申請により返還を一部又は全部免除することができる。

(書類の保管)

第 12 条 補助金の交付を受けた事業実施主体は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第13条 本要綱により提出する書類は正副2部とし、所管する農務事務所を経由し、知事に提出するものとする。

ただし、複数の市町村を区域とする広域的な事業を実施する事業実施主体にあっては、 原則、法人等は所在地の住所、その他市民農園を設置できる団体等は代表者の住所を所 管する農務事務所を経由する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表

実施主体	補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 市町村	県外者の受入を	1 需用費	補助対象経費の	1 補助対象経費の各費
	想定した市民農	消耗品費	内、国庫補助金	目間において、いずれ
2 農業協同組合	園の開設・改良。	(噴霧器、草刈鎌、剪定バサミ、スコッ	を除いた額の1	か低い額の20%以内
		プ等農機具、農業用資材等)	/2	を増減させる場合
3 農地所有適格法				
<u>人</u>		2 備品購入費	国庫補助金を使	2 補助事業の目的の達
		小型耕運機等	わない場合は、	成に支障をきたさない
4 NPO法人		(1件あたり5万円以上の物品の購	自己負担の1/	事業計画の細部の変更
		入	2	であって、交付決定を
5 その他市民農園				受けた補助金の額の増
を設置できる団		3 工事請負費	(1 箇所上限	額を伴わない場合
体等		耕作放棄地の伐採、整地、農地の整	700 千円)	
		備区画、農機具庫の設置等		